

青秋林道から森林生態系保護地域まで

— 白神山地の十年 —



まさた はじめ
1941年東京生まれ。東北大学理学部助手をへて、現在弘前大学教養部教授。専攻は植生地理学。白神山地森林生態系保護地域設定委員・専門委員。

牧田 肇

はじめに——白神山地をめぐる問題の意義

古典的なイスラムの習慣では、湖や川の水は無主物でこれを独り占めしてはならず、イスラム教徒はもとより非イスラム教徒から動物まで、自由に利用することができるといふ（鈴木清著「乾燥地域の水利と開発戦略」）。乾燥地域では、水が極度に不足し、人々の生存を左右する基本的な条件となる。ある個人やグループが水を占有すれば、他のものの生存が脅かされるばかりではなく、占有するもの自身の生存にも都合が生じる。だからこの習慣ができたのだらう。限りある資源の所有と利用のあり方を考えるとき、これは示唆に富む。

自然生態系は、あらゆる側面からみて人類の生存の根幹にかかわる資源と考えられるが、その破壊が急速に進行し残り少なくなった現在、世界の自然生態

系は、「無主物」、つまり特定の個人やグループに属さず、人類全体が利用しうるもの、と考えなければならぬ。最近十年間の日本の自然保護運動の趨勢をみると、国民全体の意識の底に、開発による自然生態系の改変に対する「脅え」として、この考えが徐々に広がってきているように思える。

一方、人類はこれまで自然生態系を改変することによって、生活に必要なものをえてきた。この生産活動がなければ、今日の人類の繁栄はありえない。われわれの経済の体系は、自然生態系をいかに効率的に富に変えるかを土台としている。この体系では、自然生態系は有主のものとして改変され、生産された富も特定の個人やグループに帰属する。

すなわち、今日の自然保護運動は、このような伝統的な経済体系と、自然生態系を人類全体が共有し

うる無主の資源として保全しようという、これまでわれわれの歴史に少かった思想との対立であるといえる。

もちろん、将来にわたって自然生態系をまったく利用せずに人類が生活していくことはできない。自然生態系の修復力の範囲内でこれを利用する「サステイナブル・ユース（永続的利用）」をはかるのが「保全」の主旨である。しかし、今日のとめどない自然破壊の勢いを考えると、これはあまりに高級な考えである。何がなんでも破壊を止めるのが先決という姿勢が必要である。学者などにときおり見られる、「開発側の気持ちも察して」などという、わけ知り顔の姿勢では、強力な資本と行政には対抗できない。はじめから妥協を想定していてネゴシエーションを有利に運べるわけではない。

白神山地に計画された青秋林道（広域基幹林道青秋線）に対する反対運動と、この山地が林野庁の森林生態系保護地域に指定されたいきさつは、新しい保全の思想と古い経済体系のぶつかりあいの結果、新しい思想がいれられた例であり、自然保護運動の一つの典型例として今後も記憶されるだろう。

この問題の時間的経過の大略は、第一表のようにまとめられる。この中で、とくに節目となった、個人やグループの意志と動きについて取り上げてみたい。

一、青秋林道の計画

計画は、終始秋田県の主導で立案され、実行にうつされた。青森県は秋田県に追隨したにすぎず、計画中止の段階ではじめて主導的になったのは皮肉である。それだけ青森県にとって必然性のない計画だったのだから。

秋田県で計画の中心になったのは八森町である。白神山地の秋田県側、特に八森町の管内は、稜線部までほとんどすべて伐採、あるいは人工林化され、隣接する青森県側の自然林が広く残っている状態とさわめて対照的である。林業は八森町の主要な産業だが、自然林の資源が枯渇したうえに、人工林は伐期に達しないものが多いため、同町の林業は衰退するにいたった。さらに、近年のハタハタを主とする沿岸漁業の不振もくわわり、同町の経済は停滞し、人口流出が多くなった。

このような状態から脱却するために、①道路工事によって土木業を振興し、②「青森県側の」ブナ林の資源や鉱産資源を開発し、③できれば観光開発にも役立てる、目的で青秋林道は計画された。すなわち、この計画は、他県という点に問題があるにせよ、

自然生態系を改変することによって、そこから富をうるという従来の人間の経済活動からいえば、ごくあたりまえの発想だといえる。林野庁は、大規模林道の開設による拡大造林の方針があるから、この計画には当然賛成である。一方、青森県にとって当初必要だったのは、林道五キロメートルたらずであり、あとは秋田県へのお付き合いの意味が多かった。このようにして計画された青秋林道は、総工費三億円あまり、総延長約二八キロメートル、幅員四メートルの非舗装の道路で、そのうち県境の稜線にそった十キロメートルあまり（第一図）が自然林域にあたる。

二、反対運動の発端

林道計画に対する反対運動は、当時登山の対象としてはほとんど知られていなかった白神山地を愛する二人の市民からはじまった。青森県弘前市在住の根深誠氏と、秋田県藤里町在住の鎌田孝一氏である。両氏は徒手空拳で反対運動を開始し、あるいは林野庁長官に質問状を出し、あるいは自然保護団体・登山や釣りなどのグループ・個人に話しかけて反対運動を拡大していった。その過程で、職業上の妨害もあったと聞く。

第一表にあげたこの問題の全過程に多くの人がかかわり、それぞれ白神山地の保護のために役割を

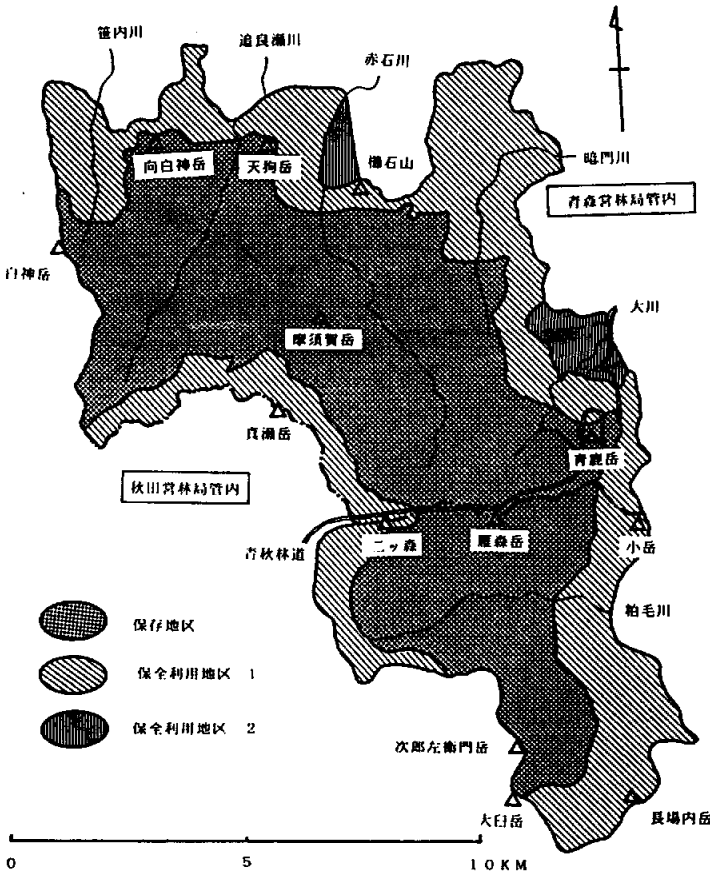


図1 白神山地森林生態系保護地域の地域区分と青秋林道予定線
保全利用地区1は、当初からの営林局の案。同2は、最終的に保護地域にくわえられた部分。
青秋林道は白神山地にかかる部分だけを示した。

表1 白神山地の開発と保全にかかわる略年表

1958年頃	秋田県八森町を基点とする林道の計画の母胎ができる。
1978年	秋田・青森両県の関係町村が参加し、林道建設期成同盟会が発足。
1979年	両県で林道計画が開始される。
1982年	両県の諸自然保護団体から、計画見直しの要望がなされる。工事着工。
1983年	諸自然保護団体が合同して、「白神山地のブナ原生林を守る会」(秋田県)と「青秋林道に反対する連絡協議会」(青森県)が発足。
1987年	秋田工区が青森県の天然林(水源かん養保安林)域にはいるにあたり、保護側は森林法第33条にもとづく異議意見書の提出で対抗する。青森県鯉ヶ沢町に「赤石川を守る会」結成。
1988年	秋田・青森両県とも工事の続行に慎重姿勢を示しはじめる。この年度の青秋林道の工事凍結。林野庁が「林業と自然保護に関する検討委員会の報告」により、森林生態系保護地域を新たに設ける長官通達を出す。白神山地もその候補となる。
1989年	秋田・青森両営林局に森林生態系保護地域設定のための委員会が設けられる。
1990年	保護地域の設定が終了するまで、青秋林道の工事は凍結となる。森林生態系保護地域が設定され、青秋林道の建設は廃止となる。

はたした。しかし、この両氏の熱意がなければ、そもそも反対運動はおこなわなかったらう。あるいは、手遅れになるまで開始がおこなわなかったらう。自然破壊に対する反対運動のルーチン化が遅れている日本では、個人の自然に対する愛着、熱意、洞察力、実行力に運動そのものが左右されることが多い。

一九八二年の工事開始と共に、林道建設に対する反対運動は次第に広がり、一九八三年には、秋田県に「白神山地のブナ原生林を守る会」(西岡光子会長)、青森県に「青秋林道に反対する連絡協議会」

(奈良典明会長・当時)が、それぞれ県内の自然保護団体などの参加によってできた。一九八二年から調査をはじめた(財)日本自然保護協会も、反対運動の全面的なバックアップを開始した。これ以後、同協会は、さまざまな交渉、啓蒙活動、組織の運営など反対運動と森林生態系保護地域設定にかかわるすべての面で、助力を惜しまなかった。

このころから、ジャーナリズムも白神山地と青秋林道の問題についてさかんに取り上げはじめる。当初、一部に林道建設促進の論調がみられたが、まもなくすべての論調が自然を守るべきであるという方向にそろった。世論に敏感なジャーナリズムがこのような姿勢をとったことは、一九八〇年代初頭からの平均的な民意が、経済的な繁栄よりも自然保護に傾いてきたことにはかならない。そうはいっても、中央紙・地方紙をふくめて、数人の記者は、反対運動に共感し、休暇をとってまで白神山地に入り、取材し、長い記事を書いてくれた。運動の成功は彼らの筆によるところが大きい。

林道の反対運動から、森林生態系保護地域設定の過程にいたるまで、私たちはすべてジャーナリズムに情報を公開し、取材に協力した。これに対し行政側は、つねにジャーナリズムを警戒するあまり、「マスコミ対策」は拙劣をきわめ、見ていて気の毒なほどだった。ここでも、行政側が古い硬直した姿勢から脱却できていなかったのはあきらかである。

三 反対運動の頂点——異議意見書提出

青秋林道建設に対する反対運動の延長として、一九八五年には(財)日本自然保護協会の主催によって秋田県で「ブナ・シンポジウム」が開催された。そのほか、林野庁長官への直訴、両県への申し入れ、

各種の啓蒙活動など、白神山地のブナ林を保護しようという動きは全国規模、地方規模で着実に厚みを増してきた。このため、一九八六年十月に青森営林局が示した、白神山地をふくむ南津軽の国有林施業計画(一九八七―一九九二年)では、白神山地の核心部約一万ヘクタールを伐採対象からはずし、秋田営林局も伐採面積をそれまでの計画の約半分に縮小した。しかし、非伐採地域の中でも、青秋林道が予定されている県境部は「自然観察教育林」とされ、青秋林道の計画は教育・観察・観光のためとして存続された。

つまり、それまではさまざまな反対運動にもかかわらず、林道は着実に建設されつつあり、それ以後も伐採を行わないことで世論をかわして、工事が続行される雰囲気になったのである。

このような状況のもとで、秋田県側の受けもつ工区が、一九八七年度から造林地をぬけて青森県鯉ヶ沢町管内の赤石川源流部の自然林域にはいることになった。ここは水源かん養保安林なので、保安林の解除が必要である。すなわち、まず工事を受けもつ秋田県が、青森営林局に保安林解除の申請を行なう。青森営林局は青森県知事と協議し、県知事の承諾が得られれば、農水大臣から解除の予定通知がなされる。三〇日以内に直接の利害関係者から異議の申し立てがなければ、工事は着工されるが、異議の申し立てがあれば公開の聴聞会を開かなければならない。

林道反対運動のほとんど最後の手段として考えられたのが、この異議の申し立て(異議意見書の提出)である。これは、苦しまぎれともいえるもので、効果についても当初はかなり疑問視されていた。なぜなら、申し立て人に「直接」の利害があるかどうかは、行政側が判断し、公聴会も開催して異議を聞き

おけば良いというものだからである。実際、従来の自然保護運動ではこの戦術は効果がなかった。

ところが、結果的には、これこそ実質上青秋林道の計画を廃止し、森林生態系保護地域という新しい構想を林野庁がもつ契機となった。

そのいきさつは次のとおりである。林道反対派が立てた作戦は、ふたつある。一つは、直接の利害があるうとなかろうとなるべく沢山の異議意見書を提出する。もう一つは、直接の利害関係者と考えられる、赤石川流域の住民から多くの異議意見書を提出してもらおう、というものである。この時期、ことに赤石川流域の意見書集めには、青秋林道に反対する連絡協議会（三上希次会長・当時）の人々が、実に献身的・精力的に奔走した。多くは弘前付近に住んでいるので、仕事が終わってから、赤石川の流域に行き、集落を一つづつまわって説明会を開くことをくりかえした。ときにはいくつも説明会をしたので、帰宅が午前二時を過ぎたこともあるという。西津軽郡教職員合と秋田県の白神山地ブナ原生林を守る会も意見書集めにくわわった。

その結果、最終的に全体で二三、二三〇通、赤石川流域住民からは九四三通の異議意見書が期限内に提出された。この数は、林政史上未曾有であり、青森県知事は、県民の意志を無視することはできないと、青秋林道の建設にむかひに慎重になりはじめた。実務上のこととしても、たとえば赤石川流域に居住してはいても、そこに土地を所有していれば直接の利害はあるわけで、意見書一つ一つについて、利害の有無を判断し、千名ちかくの利害関係者を対象に聴聞会を開くことは不可能だったろう。つまり、この知事の判断で、事実上青秋林道の計画は挫折したのである。

意見書の総数がこのように多かつたのは、さきへのべたとおり、国民の意思が開発よりも保護に傾いていたからだと考えられる。しかし、もともと保守的で、「おかみ」に逆らうことなどあまり考えられない青森県の農村地帯で、なぜ有権者二、六九一名のうち九四三名もが意見書を提出したかということ、今後の自然保護運動にも十分示唆するところがある。（実際は、出稼ぎなどで不在の有権者が多いから、意見書提出の割合はきわめて高かったと考えられる。）

その理由は、赤石川流域住民が、なんらかの形で赤石川に生活を依存し、この川を郷土の象徴と考えていた住民感情にある。この川の上流部には、東北電力のダムがある。さらに、上流部を横断している弘西林道（現・県道西目屋―岩崎線）の周辺のブナ林は、これまでに大規模な伐採をうけている。この両者、とくに大規模伐採によって、赤石川の流量は激減したといわれる。このため、特産であったアユも沿岸漁業も漁獲は落ちこみ、上水が川からとれないために掘った井戸も地下水面の低下による海水の混入によって、新たに掘り直さなければならず、鱈ヶ沢町の水道料は県下で最高の部類だという。つまり、こんなひどい目に会わされているわれわれの赤石川の上流に、さらに道路を作り、ことによると伐採の恐れもある、ということは流域住民の生活感情の許すところではなかったのである。

この年の十一月には、鱈ヶ沢町に「赤石川を守る会」が発足する。

四、青秋林道計画の廃止と森林生態系保護地域の設定

異議意見書の提出によって、一九八七年度（青森

県工区は一九八八年度）から工事は中止となったが、青秋林道計画の完全な廃止は、一九九〇年の森林生態系保護地域の指定を待たなければならぬ。

白神・知床の問題など、国民から国有林の保護を求められることが多くなってきた林野庁は、一九八九年に保護林の見直しに関する長官通達を出す。これにより、新たに森林生態系保護地域が設けられ、白神山地をはじめとする全国一二ヶ所の国有林が候補となった。保存地区（コア―核心部）とそれを取りまく保全利用地区（バッファ―緩衝帯）の二重構造で森林を生態系として保護するという考え自体は、日本の自然保護行政に新たな時代を画す意義がある。しかし、その設定の過程や今後の運営には大きな問題がある。それは、極端にいえば、林野官僚が「生態系」を理解していないということである。生態系は、生物と非生物の間の物質循環の系である。この循環は、大気・生物・基質にわたる鉛直的な系と、山地・河川・平野・海などにまたがる水平的な系とからなっている。生態系の保護は、この循環系を乱さないということであり、単に広げれば良いというものではない。

大型の鳥獣類が、生活しかつ進化して行けるだけの広さがあり、しかも物質の循環系が一応完結しているとき、はじめて自然は生態系としての意味をもつ。循環系の単位としては、流域が考えられる。もちろん、今日の日本で、山頂から河口、さらに沿岸までをふくめた流域を保護地域とすることは、特殊な例外をのぞいて望むべくもないが、山頂をふくむ尾根にかこまれた広い流域を単位とすることが、自然保護地域設定の基本であろう。しかし、両宮林局ともさききのべた一九八六年の施業計画の地域区分にこだわり、当初は虫くいのような地域設定案を提

示してきた。ことに、県境稜線部の、旧案で自然観察教育林であったところを保全利用地区にしたことは、白神山地の一体性を無視し、青秋林道の建設の可能性を残すものとして、両局の設定委員会できびしく批判された。そのほか、青森県側では、赤石川のかかり上流部までを保護地域そのものから外して施業林にしようとしたり、秋田県側では、小岳の南側の水源かん養保安林を保護地域から外すなど、自然生態系を理解せず、その保護の理念から外れる面が多すぎた。

さいわい、自然保護団体の活動などによって、稜線部も赤石川流域も保存地区となり、第1図のような地域設定がえられた。(残念ながら、秋田県側についてはあまり満足な結果とはならなかった。)ことに、第一図で保全利用地区とした部分は、青森管林局の譲歩によって最後にくわえられたもので、これにより、生態系としての完結性がかなり高くなった。面積的にも、当初われわれが考えていた一六、〇〇〇ヘクタールより広い、一七、〇〇〇ヘクタール足らずが、森林生態系保護地域となった。

県境稜線部が、歩道の開設さえ許さない保存地区となったことで、青秋林道は正式に廃止となり、白神山地は、国民が共有する「無主物」になったわけである。

五、新しい出発

青秋林道の反対運動の段階から、反対派は、この運動は地元住民の利益を損なうものではなく、むしろ白神山地を自然のままに残すことによって、地元で繁栄をもたらすことが真意であると、おりに触れて発言してきた。しかし、実際に広い保護地域が設定されてみると、少なくともそこでは伐採は行なわ

れないから、林業・製材業の関係者の不利になることはあきらかである。この不利益はなんとか補償しなければならぬ。「保護地域できた、地元飢えた」では、今後自然保護運動などやっつけられない。産物の合理的利用から観光までをふくめて、自然保護地域ができたからこそ地元が繁栄したのだといえる方策を探るのが、今後の、しかも緊急の課題である。そのためには、保護地域をどう管理運営していくかを決めなければならないが、両管林局ともこれには現在までまったく熱意がない。足並みもそろっていない。たとえば、保存地区の動植物の採取を禁ずる点では両局とも同様だが、青森局は登山などの立ち入りは可、秋田局はこれも不可である。

森林生態系保護地域のお手本となった、ユネスコMABの生物圏保存地域では、生態系の修復能力以内の伝統的な動植物の採取は、前にのべたサステイナブル・ユースとして許している。これは、自然生態系と共存してきたその土地固有の文化を保存する上からも当然のことである。これらを無視して、保存地区にしたのだから、あらゆる活動を禁ずると言うのは、生態系と文化に対する知識や洞察力のなさからくる頑迷さ、あるいは、勘ぐりかも知れないが、今後の保護地域設定を最小にするための牽制であろう。

自然保護は、究極的には人類全体の繁栄を目的とする。そのためには、広い地域と柔軟な洞察が必要だと思ふのである。

